

日本血栓止血学会研究助成事業 内規

令和3年8月4日制定

令和4年1月29日改訂

(目的と名称)

第1条 本研究助成は、血栓止血学における基礎的・臨床的な研究を発展させることを目的として、本学会が学会員の実施する研究を支援するための事業であり、ピアレビューにより、血栓止血学の発展に貢献する研究、血栓止血疾患患者に有益となる研究を選出し、助成を行うものである。これを日本血栓止血学会研究助成事業（以下、本事業）と称する。

(予算)

第2条 本事業は本学会が獲得した外部からの資金を原資として運営する。

(助成対象)

第3条 原則として血栓止血学における基礎的・臨床的研究を対象とする。

(応募資格)

第4条 原則として、応募締め切り月の1日時点で2年の会員歴のある日本血栓止血学会会員であること。

2. 応募締め切り月の1日時点で50歳未満であること。
3. 上記の研究が可能な施設に所属する医師及び研究者（研究グループを除く）。
4. 採択された場合、次年度も応募することができるが、同じ研究テーマで申請する場合は、前年度採択課題の研究成果（経過）を申告すること。
5. 採択された場合、次年度に別の研究テーマで申請の場合も、前年度採択課題の研究成果（経過）を申告すること。
6. 2年連続して採択された場合は、次年度は応募できない。

(選考委員会)

第5条 採択課題を選考するために、日本血栓止血学会研究助成事業選考委員会（以下、選考委員会）を設ける。委員の選出は以下のように行う。

- 1) 委員は、専門分野を考慮して、理事会で審議し、理事長が5名に委嘱する。
- 2) 選考委員の任期は3年とする。
- 3) 選考委員長は理事会で選出された者1名がこれに当たる。

(応募要領)

第6条 選考委員会は、会員に以下を含む応募要項を公表し、応募者は別に定める応募

要項に沿って応募する。

- 1) 助成件数： 予算規模に応じ選考委員会にて決定する。
- 2) 助成金額： 予算規模に応じ選考委員会にて決定する。
- 3) 助成期間： 選考委員会にて決定する。

(選考方法)

第7条 選考委員会において、厳正かつ公平な選考を行い決定し、理事長にこれを報告する。以下の要件を選考基準として勘案する。

- 1) 総合評価
- 2) 研究の新規性、独創性
- 3) 研究計画の実行可能性
- 4) 過去5年の研究実績
- 5) 2年連続で応募する場合、前年度採択課題の研究成果（経過）

(選考結果の通知、公表)

第8条 助成対象者には個別に通知を行い、氏名・所属・研究課題名をHP等に公表する。

(助成金の使途)

第9条 助成金は、「採否」通知後、各施設との所定の手続きの完了後支給する。詳細は選考委員会にて別途定める。

(研究結果の報告)

第10条 助成対象者は、助成期間終了後、研究実績報告書と収支決算報告書を提出する。